

メディア・コミュニケーション 2013 No.63 抜刷

水俣病被害者の「救済」をめぐる メディア言説の分析

－ 1968年～1973年の全国紙の報道を事例として－

慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所

水俣病被害者の「救済」をめぐる メディア言説の分析

—1968年～1973年の全国紙の報道を事例として—

山腰修三



▶ 1 問題の所在

水俣病事件、そして水俣病事件報道を語る上ではいくつかの転換点となる出来事が存在する。その有力なものの一つは1959年の漁民騒動と見舞金契約である。

1956年に公式確認された水俣病は、1959年11月の漁民騒動¹⁾を通じて全国的なニュースとなり、注目されるようになった。その後、同年12月に見舞金契約がチッソと患者家族（水俣病患者家庭互助会）との間に交わされる。患者家族はわずかな見舞金を支払われたが、同時に今後水俣病の原因がチッソにあるということが明らかになっても²⁾新たな補償金の要求を一切行わないことを約束させられた。現在では良く知られるように、チッソは内部の秘密実験により、水俣工場の排水が原因と分かっているが患者家族に見舞金契約を受け入れさせ、工場は排水を停止することなく稼働し続けることとなる。しかしながら、当時のマス・メディアはこの見舞金契約により、「水俣病事件が解決³⁾」と報じ、長い報道停滞期に入った。この報道停滞期はジャーナリズムにとっての「痛恨」と評されている（朝日新聞取材班 1996: 168）⁴⁾。

次の転機は見舞金契約報道から9年後の1968年に政府が水俣病を公害病と認定し、その原因をチッソ水俣工場の排水中のメチル水銀化合物であるとする統一見解を発表したことである⁵⁾。このことが水俣病事件を大きく展開させ、同時に報道量の増加をもたらすことになった。ここでは加害企業に対する非難とともに水俣病患者の「救済」が饒舌に語られるようになる。いわば、水俣病事件のメディア・テキスト上での表象可能性を抑圧、排除した出来事が見舞金契約であり、それに対してメディア・テキスト上での再表象を可能とした出来事が政府の統一見解の発表であった。

水俣病事件の初期報道についてはこれまで研究が蓄積されてきた。とくに特定の意味づ

脚注

1. 1959年11月2日に工場の操業停止を要求する不知火海漁民のデモ隊がチッソ水俣工場構内に突入し、打ち壊しを行った。『朝日新聞』東京本社版の事実上の水俣病事件の第一報となったこの出来事は翌3日に「水俣病（熊本県）で漁民騒ぐ、警官72人が負傷、新日窒工場へ押しかけ」という見出しで報道された。このことは、当時の日本社会において、水俣病事件が「漁民騒動」という形でしか全国的なニュース・バリューを有していなかったことを示している。
2. 水俣病は当初、「原因不明の奇病」と語られていた。
3. 例えば『朝日新聞』1959年12月18日。
4. 1963年に熊本大学研究班がチッソ水俣工場の製造工程から有機水銀を検出し、水俣病の原因物質の発生源がチッソ水俣工場であったことを明らかにした。しかしながらこの出来事は全国紙によって継続的に報じられることなく、世論の関心も集めなかったのである。
5. 無論のこと、1965年に新潟県でも有機水銀中毒（新潟水俣病）が発生したことがその有力な要因として挙げられる。

けを可能（不可能）にする政治的，社会的要因に着目する言説分析のアプローチからは高度経済成長のイデオロギーが支配的コードとなり，水俣病事件をめぐるメディア言説の編制に大きな影響を与えたことが指摘されてきた（小林編 2007）。それでは，1968年以降の水俣病事件をめぐるメディア言説の編制において，いかなるコードが作用しているのだろうか。本章では，1968年以降の水俣病対策ないし救済をめぐる報道の分析を通じて水俣病事件報道を語るメディア言説の変容とその特徴を明らかにする。

▶ 2 水俣病対策の展開

留意すべきは水俣病事件が1968年以降，とくに1970年代の間に複雑な展開を見せた点である。

前述の通り，政府統一見解の発表は水俣病「救済」の本格的始動をもたらしたが，そこではいくつかの流れが錯綜している。第一はチッソの企業責任を明らかにするための裁判の開始である。1969年に水俣病患者家庭互助会のうちの29世帯が原告となり，チッソを被告とする損害賠償請求訴訟を起こした（熊本水俣病第一次訴訟）。この裁判は1973年3月に原告の勝訴を迎えた。そして判決で1959年の見舞金契約は無効であるとされた。これにより，一人あたり1,600万から1,800万円の補償金が認められることになった（原田2004；酒巻・花田2004:276）。

第二は潜在患者の掘り起こしと水俣病認定基準および認定制度に対する異議申し立てである。1959年の見舞金契約以降，被害者は補償を受けるために水俣病の認定が必要とされるようになった⁶⁾。しかしながら，当時の水俣地域には，水俣病の疑いがありながらも，差別を恐れて認定申請をせず，「沈黙」を余儀なくされた潜在患者が数多く存在していたとされる（後藤1995）。また，熊本県の認定制度は基準が厳しく，申請を行っても棄却される被害者も数多く存在した。こうした中，1968年の政府統一見解を契機として潜在患者の掘り起こしが進められるようになった。そして認定請求棄却処分を受けた一部の被害者が水俣病認定を求めて行政不服審査請求を行った。それに対し，1971年に新設された環境庁⁷⁾が同年8月に裁決を行い，「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の認定について」という事務次官通知を提示した。この通知はいわゆる「46年判断条件」と呼ばれ，これまで水俣病と認定されてこなかった被害者たちを広く救済する道を開くことになった。また，続いて環境庁が主導した1973年の補償協定ではこれらの新たに認定された被害者も熊本水俣病第一次訴訟の判決と同様の補償を受けられるようになった。

政府統一見解から熊本水俣病第一次訴訟，補償協定に至る過程は水俣病被害者に対する救済の具体的内容を提示し，かつ救済の対象を拡大する動きとして捉える事ができる。しかしその後，水俣病の認定を求める申請者数と認定患者数が飛躍的に増加した結果，損害賠償責任を有するチッソの負担も増大した。そして1977年，環境庁は「52年判断条件」を提示した。これは水俣病の判断条件を再び厳しくするものであり，新たに認定される被害者数は激減した。

以上のように，1968年から1970年代の水俣病「救済」をめぐる言説がきわめて流動的であったことが分かる。こうした状況の中で，マス・メディアはいかなる報道を行ったのであろうか。ここで注目するのは，水俣病の「救済」に関する報道において，いかなるコー

脚注

6. 見舞金契約の中でチッソは，熊本県が1959年12月25日に発足させた「水俣病診査協議委員会」によって水俣病と認定された者に対してそれが契約締結以降に発生した場合であっても見舞金を交付するとしている。補償のための認定制度は事実上こ

こから始まったとされる（宮澤1997:271）。

7. 水俣病問題の管轄は厚生省から環境庁へと移った。それに伴って当初厚生省に対して提出された行政不服の審査請求は環境庁へ移管された。

ドが作用していたのか、という点である。マス・メディアは水俣病事件をめぐる世論に影響を与える一方で、そのテキストには社会で共有された視点や価値観が凝集される。つまり、メディアの報道で作用するコードを明らかにすることは、第一に水俣病事件史の文脈において、ある特定の時期に水俣病事件を意味づけるいかなるコードが社会的に共有されていたのか、第二にそうしたコードによって具体的に編制される水俣病「救済」の言説にいかなる意義と限界があったのかを析出するものである。本論は以上の視座に基づき、1968年の政府統一見解から1973年の熊本水俣病第一次訴訟判決および補償協定締結の期間における全国紙の論調を分析する。

▶ 3 水俣病「救済」に関する全国紙の論調

(1) ニュース・バリューの変化

a) 政府統一見解に関する報道

先述の通り、1950年代後半の水俣病事件の展開に関して全国紙は「漁民騒動」以外ほとんど報じることなく、見舞金契約後は長い報道停滞期に至った。いわば、全国紙において水俣病事件のニュース・バリューは高くなかったのである。それに対し、1968年の政府見解の発表は大々的に報じられ、高度経済成長を経た約10年の間に水俣病事件をめぐるニュース・バリューが大きく変化していることがうかがえる。

1968年9月27日の全国紙（東京本社版。以下同様）では、『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』のすべてが1面トップでこの出来事を報じている。

「公害と認定、二つの水俣病政府正式見解」（『朝日新聞』1968年9月27日）

「政府『公害病』と正式認定、水俣病と阿賀野川水銀中毒事件」（『毎日新聞』1968年9月27日）

「公害病と認定、政府見解、水俣病と阿賀野川水銀中毒」（『読売新聞』1968年9月27日）

このように、3紙とも同様の見出しを掲げ、二つの水俣病の発生地地図、記者会見する園田直厚生大臣の写真を掲載している。また、3紙は1面のほかにも記事を掲載している。9月27日朝刊の水俣病関連記事は『朝日新聞』が17件、『読売新聞』が社説も含め11件、『毎日新聞』が15件である。

b) 被害者による異議申し立てに関する報道

一方で、その後の水俣病事件の展開の中心となる熊本水俣病第一次訴訟提訴や未認定患者による行政不服審査請求に関するニュース・バリューは政府統一見解、公害病認定に比べてそれほど高くない。熊本水俣病第一次訴訟について、『朝日新聞』は1969年6月9日の夕刊に社会面で「14日に一括提訴」と報じ、14日夕刊に解説記事を掲載した。『毎日新聞』は6月14日に「きょう提訴」、同日夕刊に「水俣病賠償法廷の争いに」と報じている。また、「これからが苦しい闘い」とする訴訟派代表の言葉と写真を掲載している。『読売新聞』も14日朝刊に「水俣病も慰謝料請求」、夕刊に「水俣病の慰謝料一括提訴」と報じた。これらは1面ではなく、社会面に掲載されている。注目すべきは1970年8月18日の未認定患者による行政不服審査請求である。この出来事について、3紙の中で唯一報じたのは『毎日新聞』の8月19日の社会面の記事「水俣病不認定は不服、9人が行政審査を請求」である。このように、全国紙は当初、被害者たち自身による異議申し立ての動きについて、大きな関心を持っていなかったことが分かる。

興味深いのは、提訴から3年9か月後の熊本水俣病第一次訴訟の判決報道は極めて高いニュース・バリューが認められている点である。各紙とも、1973年3月20日朝刊1面に「きょう判決」と報じた。同日夕刊の1面トップはそれぞれ、「患者側が全面勝訴、水俣病裁判、

チッソの過失責任を断定」(『朝日新聞』), 「水俣病, チッソに全面責任, 四大公害裁判患者側勝訴に終わる」(『毎日新聞』), 「水俣病裁判, 患者側が全面勝訴」(『読売新聞』)であった。夕刊の紙面は1面, 総合面, 社会面が水俣病事件でほぼ占められている。例えば『読売新聞』は1面トップに黒字に白抜きの横見出しで報じ, 総合面「一生の憂き目, 企業の罪消えず, 反公害闘争, これからが本番」と社会面「やっとカタキばとったよ, でも怨念晴れず」は見開きの見出しを掲げた。翌日に『朝日新聞』は「企業を厳しく糾弾した水俣病裁判」と「残された問題の解決を急げ」, 『毎日新聞』は「水俣判決で公害病は終わらない」, 『読売新聞』は「水俣病裁判の判決がもつ意味」と題する社説を掲載した。

判決報道の紙面構成は提訴以来の3年9か月の間に水俣病事件被害者の異議申し立てについて報じる傾向がより顕著になってきたことを示している。こうした変化の要因として以下の点が挙げられる。第一に, この裁判が四大公害病裁判の最後の一つであった点である。イタイイタイ病訴訟の判決が1971年6月に出てから新潟水俣病, 四日市ぜんそくと立て続けに原告勝訴が続いた。つまり, この熊本水俣病第一次訴訟の判決が四大公害病全てで患者側の勝利となるかどうか注目されていたのである。第二に, 提訴以降, 被害者たちがメディアと世論の関心を集める運動を展開した点である。例えば1970年11月には大阪で開催されたチッソ株主総会へ患者および支援者が一株株主として出席した。その際に, 巡礼の白装束に身を包み, 「怨」と書かれた幟を掲げて行った抗議活動はテレビでも放送され, 視覚的なインパクトを与えた(小林・西田 2012)。また, 1970年12月から川本輝夫が行った自主交渉と東京・丸の内のチッソ本社前での座り込みもメディアの関心を集めていた⁸⁾。1973年3月の勝訴を伝える全国紙3紙の報道では社会面見出しに「怨」「怨念」という語句を用い, 「怨」の幟の写真を掲載した⁹⁾。このように, マス・メディアは患者及び支援者が行った異議申し立ての運動に次第に注目するようになり, それに伴いそうした運動の視点を組み込みながら水俣病事件を報道するようになってきたのである。

(2) 水俣病事件をめぐるニュースの物語

a) チッソ糾弾の物語

熊本水俣病第一次訴訟をめぐる報道は水俣病事件を「加害者=チッソ」と「被害者=水俣病患者」の二項対立として語るメディア言説を編制した。とくに判決を伝える記事ではチッソをネガティブに描写するメディア表象が顕在化した。

こうしたメディア表象の典型は, 判決翌日の1973年3月21日の『毎日新聞』である。『毎日新聞』は社会面で判決後に東京で行われた島田賢一・チッソ社長による記者会見と水俣支社の様子を報じている。チッソ社長による記者会見は「追いつめられた島田社長」という見出しで, テレビライトに照らされ, まぶしさのあまり歪んだ表情の島田社長の写真を掲載している。そして「いたわりの言葉なく, 記者会見, 血走った目, 手ふるわせ」という小見出しの通り, この写真からは島田社長の被害者に対する謝罪や反省を読み取ることはできない。一方, 押しかけた原告患者や支援者に対応する水俣支社の様子を伝える記事では支社長が土下座をする写真が掲載されている。そして記事本文では「公害企業チッソの“業”は深い」と結んでいる。この紙面は, チッソを判決後も十分な反省と謝罪を示さず, そして患者原告によって糾弾されるべき存在として表象している。

脚注

8. 例えばNHKのドキュメンタリー『チッソ株主総会』(1970年)や『水俣の17年』(1972年)など。前者には「怨」の幟が, 後者には丸の内のチッソ本社前での座り込みが描かれている。これらのドキュメンタリーは, 「水俣」の闘いを, 物質的な豊かさを象徴する大都市の只中に出現した白装束の巡礼姿の集団

や, 長期間の座り込みといった光景によって顕在化させていた」と評価されている(小林・西田 2012: 98)。
9. 「『怨』はれぬ水俣病の原告」(『朝日新聞』)「怨晴れるもんじやなか」(『毎日新聞』), 「でも怨晴れず」(『読売新聞』)。また, 『読売新聞』と『毎日新聞』には「怨」の幟の写真を掲載されている。

こうしたメディア表象の背景として、チッソが工場の排液に有機水銀が含まれていることを把握しながらそれを隠ぺいし、見舞金契約を結ばせていたことがこの時点ですでに明らかになっており、チッソに対する批判が高まっていた点が挙げられる。なお、当時の島田社長は判決の2年前の1971年に就任している。裁判で批判を受けた見舞金契約締結当時の社長は吉岡喜一（1958年～1964年）であり、裁判開始当初の社長は江頭豊（1964年～1971年）である。だが、当時のメディア・テキスト上では長年にわたり水俣病患者を苦しめ、事件を隠ぺいしてきたチッソの加害性のシンボルとして島田社長が表象されていたのである。

b) 「水俣病被害者救済」の物語

政府統一見解を契機として、チッソ糾弾とともに、水俣病「救済」がメディア・テキスト上で明確に語られるようになった。政府統一見解を伝える報道の中で、『朝日新聞』は「救済制度確立急ぐ」、『毎日新聞』は「救済と対策に努力」と1面に見出しを掲げている（『朝日新聞』1968年9月27日、『毎日新聞』1968年9月27日）。この場合、「救済」を行う主体は「政府」とされている。『毎日新聞』の社説では、「政府は、何よりもまず被害者の救済を急がねばならぬ」と主張している（『毎日新聞』1968年9月28日）。『読売新聞』も同様に、「公害病と認定した結果、政府は被害者の救済と発生予防に力をそそぐことになった」と論じている（『読売新聞』1968年9月27日）。

また、1973年の熊本水俣病第一次訴訟の原告勝訴について、各紙は次のように報じている。

「水俣判決のもたらしたもの、被害者救済にどう生かす」（『朝日新聞』1973年3月21日）

「患者“全面救済”の道を」（『毎日新聞』1973年3月20日）

このように、政府公式見解から熊本水俣病第一次訴訟判決に至るまで、メディア・テキスト上では水俣病の「救済」が主張され続けたのである。

この「救済」の対象となる被害者ないし患者の多様なイメージがメディア・テキスト上に表象されている。その代表的なものは胎児性患者である。胎児性患者は「犠牲者」の象徴として登場する。例えば1968年の政府統一見解・公害病認定を伝える記事では『毎日新聞』が「青春を奪われて」というキャプションで胎児性患者の写真を掲載している（『毎日新聞』1968年9月27日）。同様に1973年3月の第一次訴訟判決直前に、3紙全てで胎児性患者・坂本しのぶに焦点を当てた記事と写真が掲載された。「つぐなえぬ少女の心」という見出しの『朝日新聞』の記事は、判決を目前にした坂本家のルポルタージュである。紙面の半分を割いたその記事の横に「認定患者は397人、6派に分れ補償交渉」という小さな解説記事が付けられている（『朝日新聞』1973年3月7日）。こうした紙面構成から、本論の分析対象の期間のメディア報道において、水俣病の「犠牲者」イメージが胎児性患者によって代表＝表象されていることが分かる。

他方でこの期間には「告発者」「糾弾者」としての患者のイメージも表象されている。例えば1970年11月28日のチッソ株主総会の混乱を報じる記事では一株株主として参加した巡礼姿の患者や遺族が江頭社長に詰め寄る写真が掲載された（『朝日新聞』1970年11月29日、『読売新聞』1970年11月28日夕刊）。また、判決後の報道では患者がチッソ幹部を糾弾する写真がしばしば掲載されている。1973年3月22日夕刊の『毎日新聞』では、水俣病患者とチッソの交渉を伝える記事の中で「チッソの島田社長に対して、用意した誓約書に印を押すよう求める患者代表」とキャプションがつけられた写真が掲載されている（『毎日新聞』1973年3月22日夕刊）。同日夕刊の『読売新聞』でも同様に、「チッソ本社で『誓約書に印を押してください』と島田社長に詰めよる患者代表」とキャプションがつ

けられた写真を掲載している（『読売新聞』1973年3月22日夕刊）。この時期のメディア・テキストにおいて、「救済」されるべき対象としての水俣病患者の可視化が進むとともに、そのイメージも多様化してきたことが分かる。

(3) 水俣病「救済」に関するメディア・テキストのコード

以上のように、当時のメディア・テキストにおいて「救済」の必要性が繰り返し主張された。この「救済」に関するメディア言説の特徴として、「疑わしきは認定」という表象に基づく「全面救済」のコードと、「救済」を「補償」と等価のものと捉えるコードを指摘することができる。

a) 「疑わしきは認定」報道

最初に「疑わしきは認定」について検討を加える。この言葉は「46年判断条件」をめぐる報道で登場した。

1971年8月7日に、未認定患者による審査請求に対する環境庁の裁決が行われ、熊本県知事が行った水俣病認定申請棄却処分を取り消すことが決定した。裁決書では、水俣病の判断条件について次のように示している。

当該症状（知覚障害、言語障害、歩行障害、求心性視野狭窄など：引用者）が魚介類に蓄積された有機水銀の経口摂取の影響によるものであることを否定しえない場合も、法の趣旨に照らし当該影響が認められる場合を含むものである（『朝日新聞』1971年8月8日、後藤 1995: 166）。

さらに、同じ内容を含む「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の認定について」という環境庁事務次官通知が熊本県衛生部長あてに出された。この通知で示された判断条件により、認定患者が増加することになった。

この裁決および通知をメディアは「否定しえない場合も認定」という表現ではなく、「疑わしきは認定（救済）」という表現で報じた¹⁰⁾。

「水俣病、疑わしきは救済」（『朝日新聞』1971年8月8日）

「水俣病、認定やり直しを、環境庁が裁決『疑わしい人も患者に』（『毎日新聞』1971年8月8日）

「採決理由では（…略…）疑わしきは認定するという幅広い認定基準を明示している」

（『読売新聞』1971年8月8日）

いうまでもなく、これらの表現は、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の原則から引用・参照されている。そしてこれまで沈黙を強いられてきた潜在患者の利益になるように救済を進めるべきであるという主張が組み込まれていることが分かる。こうしてメディア報道は、環境庁の表現をさらに拡張させる形で被害者「全面救済」の論理を展開していたのである。

b) 「救済」と「補償」の等価関係

当時の水俣病「救済」をめぐるメディア言説の第二の特徴として、「救済」を「補償」と等価のものとして意味づけるコードを指摘することができる。

留意すべきは政府統一見解後の中心的な出来事であった熊本水俣病第一次訴訟が民事訴訟であり、そもそもチッソの加害責任のみならず損害賠償を争点としていた点である。1973年3月の判決をめぐる報道では金額を強調する見出しが掲げられた。3月20日の『朝

脚注

10. なお、水俣病事件の地元紙『熊本日日新聞』も同様に、「疑わしきも認定せよ」と報じている（『熊本日日新聞』1971年8月8日）。

日新聞』夕刊では原告勝訴を報じる1面に「最高は1800万円」という賠償金に関する見出しを掲げている（『朝日新聞』1973年3月20日夕刊）。しかし重要な点は、患者や支援者の運動が賠償金にとどまらず、例えば「人間の尊厳の回復」といった多様な要求を有していたことである（栗原 2005: 27）。この点に関して『読売新聞』では1973年3月23日1面で「“すべての償い”誓約、チッソ、患者要求に屈伏」と報じている（『読売新聞』1973年3月23日）。この表現からも、水俣病被害者の要求が金銭的なものに必ずしも還元されない性格のものであったことがうかがえる。

だが、その後、7月までの補償協定報道の中で「償い」の内容は「補償」へと収斂し、それが「救済」と強く結び付くようになる。重要な点は、補償協定調印の報道で水俣病「救済の物語」が「解決」と意味づけられるようになった点である。調印当日の1973年7月9日の『毎日新聞』夕刊は、「長い怨念の闘いに一応のピリオドが打たれる」と報じた（『毎日新聞』1973年7月9日夕刊）。同様に丸の内のチッソ本社前で自主交渉派が行っていた座り込みの撤去を報じる中で、『読売新聞』は次のように報じている。

患者発生以来20年。水俣病の“怨念の補償交渉”は、さる9日、チッソ（島田賢一社長）と患者との間で補償協定が取りかわされ、暗く長い道なりに一応の終止符が打たれたが、12日朝、患者グループのうち自主交渉派が東京・丸の内のチッソ本社前に設置していたテントが、1年7か月ぶりに撤去された（『読売新聞』1973年7月12日夕刊）。

各紙はこのテント撤去と自主交渉派患者の水俣帰郷を大きく取り上げた。一連の報道は、「事件の解決」を意味づける効果を有している。こうした補償協定の調印をもって「解決」と報じる語りはかつて見舞金契約により「解決」と報じたものと同様のニュースの物語形式である。それだけでなく、この補償協定報道は「補償」と「救済」を等価のものとして意味づける効果も有していた。こうした「救済」と「補償」の意味連関が強まることで、被害者たちの運動は「補償を獲得するための闘争」という観点から意味づけられるようになったのである⁽¹¹⁾。

▶ 4 「意味づけをめぐる政治」としての水俣病事件報道

水俣病が公害病として認められた1968年9月の政府統一見解から1973年3月の熊本水俣病第一次訴訟の患者原告勝訴、7月の補償協定締結に至る過程の中で、チッソを「加害者」として糾弾し、水俣病被害者の「救済」を主張するメディア言説が編制されてきたことが明らかとなった。その特徴として、水俣病の認定基準をめぐる1971年の「46年判断条件」報道を通じた「疑わしきは認定」という「全面救済」のコード、また、第一次訴訟を経た「救済＝補償」というコードを組み込んでいたことが挙げられる。そしてこうした水俣病の「救済」の言説が社会に広く共有されていたとみなすことができる。

しかしながら、水俣病の認定と補償をめぐる状況は以後、大きく変容する。第一に、水俣病の認定を求める申請が急増した。申請数は1973年だけで1895件にのぼった（酒巻・花田 2004: 277）。それに伴い、認定患者数も増加した。1970年までの認定患者数は累計で121人であったが、1975年には858人にまで増加した（原田 2004: 177）。その後も1976年には新たに148人、1977年には240人と一層増えていく見通しとなった。認定患者数の増加はチッソの負担増を意味する。チッソの補償金支払い額は年額で1974年に36

脚注

11. 以下の指摘も参照のこと。「相対による直接交渉、制度や社会の仕組みに媒介されない怨念や行動の直接表出、それゆえに持ちえた初期水俣病運動の根源的な輝きと力が、補償協定という

制度や貨幣に媒介されることによって、次第に失われていったのである」（成 2003: 98）。

億円となり、1978年にはその約2倍の68億円に達した(酒巻・花田 2004: 279)。その結果、チッソの経営は著しく悪化し、1978年から熊本県が県債を発行することでチッソの補償金支払いの肩代わりを行うようになった。

こうした状況において、1977年7月1日に環境庁は「後天性水俣病の判断条件について」と題するいわゆる「52年判断条件」を発表した。これは「46年判断条件」をより厳しい基準へと修正したものであり、以降、認定患者数は激減することとなる。このように、水俣病事件は、1970年代後半以降、その「救済」の内容が大きく変化していったのである。

認定基準を再び厳格化し、補償の対象となる患者の増加を抑えることでチッソ(そして県)の負担の軽減化を図るこうした施策に対し、ジャーナリズムがいかなる報道を行ったのかについては本論の分析範囲を超えるものであり、今後の課題としたい。とはいえ、本論の対象期間の報道の中に、こうした状況をもたらす要素をいくつか指摘することができる。すなわち、それは、この時期の水俣病「救済」をめぐるメディア言説の限界ないし問題点とみなすことができよう。

第一に、この時期のメディア言説に見られる「全面救済」のコードがジャーナリズムにおける新たな被害地域・被害者探しへと転化した点である。これは1973年5月の「第三水俣病」パニック⁽¹²⁾を引き起こすことになり、さらには「ニセ患者」批判⁽¹³⁾にみられるように、被害者が患者認定を申請し、補償を受けることの正当性を揺るがす事態を招いた。第二に、補償協定調印をもって水俣病の「救済」問題を「一区切り」と報じることで、この時期のメディア言説における「救済」を「補償」と等価として語ることの妥当性が十分に検証されなかった点である。

水俣病事件をめぐる言説の複雑性は、「水俣病とはいかなる病気か」、「誰が水俣病なのか」、「水俣病の救済とは何か」などをめぐる意味づけそのものが流動化し、常に問われてきたことに起因する。メディア・テキストに凝集され、表象されるこのような「意味づけをめぐる政治」を明らかにしていくことが今後ともメディア研究、ジャーナリズム研究において重要な課題となるのである。

●引用・参考文献

- 朝日新聞取材班(1996)『戦後50年メディアの検証』三一書房。
栗原彬(2005)『「存在の現れ」の政治：水俣病という思想』以文社。
後藤孝典(1995)『沈黙と爆発：ドキュメント水俣病事件』集英社。
小林直毅編(2007)『水俣の言説と「表象」』藤原書店。
小林直毅・西田善行(2012)「テレビアーカイブとしての「水俣」」『社会志林』第58巻、第4号：85-119頁。
酒巻政章・花田昌宣(2004)「水俣病被害補償にみる企業と国家の責任論」原田正純・花田昌宣編『水俣学研究序説』藤原書店：271-312頁。
成元哲(2003)「初期水俣病運動における『直接性／個別性』の思想」片桐新自・丹辺宣彦編『現代社会学における歴史と批判 下巻』東信社：83-104頁。
宮澤信雄(1997)『水俣病事件四十年』葦書房。
原田正純(2004)「水俣病における認定制度の政治学」原田正純・花田昌宣編『水俣学研究序説』藤原書店：161-197頁。

●付 記

本研究は科学研究費補助金による「メディア環境における水俣病事件の構築と記憶」(2010年度～2012年度、基盤研究(B)、研究代表者：小林直毅法政大学教授)の成果の一部である。

脚 注

山腰修三(慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所専任講師)

12. 1973年5月22日に『朝日新聞』が「有明海に第三水俣病」と報じ、全国的な水銀パニックが生じた。
13. ニセ患者キャンペーンとは、「救済を名乗り出る人たちが、金

欲しさのニセ患者だと言いたてる」ことであり、一部の週刊誌で展開され、また、1975年には熊本県議が「ニセ患者」発言をしたことが問題となった(宮澤 1997: 437)。